額（当該額が零を下回る場合には、零とする。第四号イにおいて同じ。） (3)　（略） ロ～ホ　（略）		
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和六年六月一日から施行する。

○厚生労働省令第九十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十四条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月三十一日　　厚生労働大臣　武見　敬三

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（介護福祉士試験の受験資格） **第二十一条**　法第四十条第二項第六号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 一　（略） 二　インドネシア人介護福祉士候補者（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。）、フィリピン人介護福祉士候補者（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたフィリピン人をいう。）又はベトナム人介護福祉士候補者（平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。）であつて、三年以上介護等（法第二条第二項に規定する介護等をいう。）の業務に従事した者 三　（略） （介護福祉士試験） **第二十二条**　介護福祉士試験は、筆記の方法により行う。 （削る） （削る） （削る）	（介護福祉士試験の受験資格） **第二十一条**　法第四十条第二項第六号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 一　（略） 二　インドネシア人介護福祉士候補者（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。）、フィリピン人介護福祉士候補者（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたフィリピン人をいう。）又はベトナム人介護福祉士候補者（平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。）であつて、三年以上介護等（法第二条第二項に規定する介護等をいう。次条第四項及び第二十三条第二項において同じ。）の業務に従事した者 三　（略） （介護福祉士試験） **第二十二条**　介護福祉士試験は、筆記及び実技の方法により行う。 2　実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けることができる。 3　法第四十条第二項第一号から第五号まで又は前条第三号に規定する者については、実技試験を免除する。 4　法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設の設置者が介護等に関する専門的技術について行う講習であつて、第二十三条の二第一項各号に掲げる要件を満たすものとして、あらかじめ届け出られたもの（以下「介護技術講習」という。）を修了した者については、その申請により、介護技術講習を修了した日後引き続いて行われる次の三回の実技試験を免除する。

額（当該額が零を下回る場合には、零とする。第四号イにおいて同じ。） (3)　（略） ロ～ホ　（略）		
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）